

通達甲（生．総．庶）第1号

平成25年3月6日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

警視庁特別生活安全部隊の編成等について

このたび、警視庁災害派遣隊の設置について（平成25年3月6日通達甲（副監．備．災．災1）第5号）の規定に基づき、警視庁特別生活安全部隊の編成等について定め、平成25年3月6日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようにされた。

記

第1 定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

1 大規模災害

自然現象、事故、武力攻撃等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生した場合をいう。

3 被災地

大規模災害が発生した地域をいう。

4 被災地警察

被災地を管轄する道府県警察をいう。

第2 警視庁特別生活安全部隊の編成等

1 編成等

- (1) 警視庁特別生活安全部隊（以下「特別生活安全部隊」という。）に、相談・防犯指導活動班（以下「被災者支援班」という。）及び行方不明者相談情報管理班（以下「行方不明者相談班」という。）を置き、その編成は、被災地の状況に応じて警

察庁から示される基準に基づき、派遣の都度行うものとする。

- (2) 被災者支援班の構成は、原則として、男女各1名の2名を1組とするものとする。
- (3) 被災者支援班及び行方不明者相談班に、必要に応じて、部隊に関する連絡調整を行う特務員を置くものとする。
- (4) 特別生活安全部隊の隊長は、生活安全部内の所属の警部又はこれに相当する職にある者の中から指定するものとする。
- (5) 被災者支援班及び行方不明者相談班の班長は、生活安全部内の所属（行方不明者相談班の班長にあつては少年育成課）の警部補又はこれに相当する職にある者の中から指定するものとする。

2 任務

特別生活安全部隊は、被災地警察の長の指揮下に入り、おおむね10日間をめぐり、次の任務を行うものとする。

(1) 被災者支援班

避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）を訪問して生活安全相談活動及び防犯指導に当たる。

(2) 行方不明者相談班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づく行方不明者の届出に関する情報の収集及び整理に当たる。

3 服装等

(1) 服装

特別生活安全部隊の服装は、原則として私服とし、生活安全警察用腕章を着装するものとする。

(2) 装備資器（機）材等

携行資器（機）材の種類及び数量並びに帯同車両の種類及び台数は、大規模災害の種別、避難所等の状況等に応じ、派遣の都度指定するものとする。

第3 平素の措置

1 関係所属及び関係機関との連携

生活安全総務課長及び少年育成課長は、大規模災害発生時に備え、平素から災害対策課等の関係所属及び関係機関と連絡調整を図り、部隊派遣に必要な諸対策を講じて

おくものとする。

2 教養訓練等

- (1) 生活安全部内の所属長は、災害に関する基礎知識、生活安全相談、防犯指導等に関する教養訓練を実施するものとする。
- (2) 少年育成課長は、行方不明者相談受理等に関する専門的な教養及び実践的な訓練を実施するものとする。
- (3) 生活安全部内の所属長は、特別生活安全部隊が迅速に被災地に赴くことができるよう、車両等の装備資器（機）材を常に良好に整備し、及び管理しておくものとする。

第4 大規模災害発生時の措置

1 派遣基準

特別生活安全部隊は、大規模災害発生時において、道府県公安委員会からの援助の要求又は警察庁長官の指揮により、派遣するものとする。

2 派遣準備

- (1) 生活安全総務課長及び少年育成課長は、警察庁等と積極的に連携して、被災状況等に関する情報収集に努めるものとする。
- (2) 生活安全総務課長は、関係所属長に対し、隊員の招集及び資器（機）材の準備を要請するものとする。

3 現場広報

隊長は、現場広報の実施責任者の任に当たり、関係者のプライバシーに配慮しつつ、的確かつ積極的な広報に努めるとともに、被災地警察の行う広報活動に積極的に協力するものとする。

4 活動上の留意事項

- (1) 被災地警察及び関係部隊と連携を密にし、各種任務に当たるものとする。
- (2) 二次災害、交通事故等の絶無を期するものとする。
- (3) 隊長は、隊員の受傷事故等の特異事案が発生した場合は、事案の概要、措置結果、人員又は装備の異状の有無その他必要と認める事項を、速やかに被災地警察の長及び関係所属長に報告するものとする。
- (4) 被災者支援班は、避難所等の数、位置、規模等の情報を把握した上で活動に当た

るものとする。

- (5) 被災者の心情に配慮した親身な活動を実施し、安心感の醸成に努めるものとする。
- (6) 隊長は、隊員のメンタルヘルスに十分配慮するものとする。